# BASE 株式会社

# 定款

| | |
|---|---|
| 2012 年 12 月 3 日 | 作成 |
| 2012 年 12 月 7 日 | 公証人認証 |
| 2012 年 12 月 11 日 | 会社成立 |
| 2022 年３月 23 日 | 改定 |
| 2024 年３月 26 日 | 改定 |
| 2025 年３月 27 日 | 最終改定 |

# 第１章 総則

（商号）

第１条　当会社は、BASE株式会社と称し、英文ではBASE, Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ウェブシステムの企画、開発
2. インターネット広告の販売
3. ウェブシステムの企画、開発に関する代理店業務
4. インターネット広告の販売に関する代理店業務
5. コンピュータ、通信機器、それらの周辺機器及びソフトウェア、インターネット、モバイルインターネットに関する次の業務
   イ．研究、企画、開発、実施、製造、販売、輸出入
   ロ．システムの構築、導入、運用、保守管理、コンサルティング
   ハ．情報提供サービス、通信提供サービス
   ニ．著作権、著作隣接権、意匠権、産業財産権及びデジタルコンテンツの取得、売買、賃貸借、管理運用
6. 広告業、出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売業
7. マーケティング事業
8. 経営その他のコンサルティング事業
9. インターネット、携帯情報端末等を利用した商品の販売
10. オンラインでの決済に関するサービス業務
11. クレジットカード決済に関するサービス業務
12. 顧客による資金の支払い及び授受に関するサービス業務
13. メディア事業の企画・開発・運営
14. 出店に関する企画、運営及びコンサルティング業務
15. 貸金業、各種債権の売買、立替払、債務の保証・引受け及びその他金融業務
16. 電子マネー、仮想通貨その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行
17. 各種金融商品及びサービスの企画・開発・販売
18. 資金移動業、電子決済等代行業
19. 割賦販売法による前払式特定取引、信用購入あっせん、二月払購入あっせん及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者としての取引に関する一切の業務
20. 保険業、保険代理業及び保険仲立業
21. 銀行代理業

22. ドメイン取得代行業
23. 古物営業法に基づく古物商
24. 倉庫業
25. 運送業、運送取次事業
26. 郵便物受取代行業務
27. 郵便物・宅配物の保管業務及び転送サービス
28. 梱包業及びその代行業サービス
29. 輸出入貿易及び輸入商品の販売業
30. 投資事業組合、投資事業有限責任組合への出資
31. 投資業及びそのコンサルティング業務
32. イベントの企画及び運営
33. キャラクター商品の企画・制作・販売・輸出入
34. タレント・モデル・アーティスト・スポーツ選手のマネージメント及び肖像権管理
35. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)
第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)
第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

(公告方法)
第５条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第２章 株式

(発行可能株式総数)
第６条 当会社の発行可能株式総数は、376,440,000 株とする。

（自己の株式の取得）
第７条 当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
２ 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第３章 株主総会

（招集）
第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
２ 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）
第 14 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２ 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとりうる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２ 会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２ 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第４章 取締役及び取締役会

（員数）
第 18 条 当会社の取締役は、８名以内とする。

（選任方法）
第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。
２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第 20 条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２ 取締役会は、その決議によって取締役 CEO、取締役 COO、取締役 CTO 及び取締役 CFO 各 1 名を定めることができ、また、必要に応じ他の役付取締役を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２ 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）
第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に

よって免除することができる。
２ 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第５章 監査役及び監査役会

（員数）
第 28 条 当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）
第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。
２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３ 当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
４ 補欠監査役の選任の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする
５ 補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第２項の規定を準用する。

（任期）
第 30 条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）
第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２ 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）
第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２ 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）
第 36 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第 37 条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２ 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第７章 計算

（事業年度）
第 39 条 当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第 40 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）
第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
２ 当会社の中間配当の基準日は、毎年６月 30 日とする。
３ 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。